

梅ちゃん先生の 法律相談

第43回

フリーランスの法律問題③

— 契約を結ぶ際の 注意点

梅本寛人 (弁護士)

1 はじめに

前回(第42回)の「梅ちゃん先生の法律相談」では、フリーランスと労働基準法等における「労働者」との違い(フリーランスがどのような場合に労働法上の「労働者」と判断され、労働法の規制による保護を受けられるのか)について、詳しく説明しました。

そのポイントは、

- 形式上「フリーランス」だからといって、それで全く労働法の規制による保護が受けられないというものではない。フリーランスが法律上の「労働者」と評価できる場合、フリーランスという名称に関係なく、労働法の規制の適用があり得る。
- 「労働者」に該当するか否かは、仕事が発注事業者の「指揮監督」の下になされているか、報酬がそのような「指揮監督」下における仕事に対する対価として支払われているかという「使用従属性」の有無を、**実態に即して客観的に判断する。**

という点にあります。

今回は、フリーランスが発注事業者から仕事を引き受ける(仕事を受注する)際の注意点について、説明したいと思います。

2 「労働者」と認められる場合

フリーランスが「労働者」と評価できる場合、発注事業者(使用者)がフ

リーランスに仕事を出すというのは、そのフリーランスを雇用するということと同じです。ゆえに、フリーランスとの間で契約を締結するに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりません(労働基準法15条1項前段)。具体的に明示が必要な労働条件は、以下のとおりです(労働基準法施行規則5条1項各号)。

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- ⑤賃金(退職手当、賞与等を除く)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)
- ⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- ⑧臨時に支払われる賃金(退職手当を除く)、賞与等及び最低賃金額に関する事項
- ⑨労働者に負担させるべき食費、

作業用品その他に関する事項

- ⑩安全及び衛生に関する事項
- ⑪職業訓練に関する事項
- ⑫災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑬表彰及び制裁に関する事項
- ⑭休職に関する事項

以上のうち、①から⑥に定める事項については、書面の交付によりなされることが原則です。なお、労働者が希望した場合は、ファクシミリ、電子メール等による労働条件の明示も可能となっています(労働基準法施行規則5条4項但書)。

このようにして、契約締結時に明示された労働条件と、実際の労働条件とが相違する場合、労働者は、即時に労働契約を解除することができます(労働基準法15条2項)。

また、フリーランスとの間で定められた労働条件が、**労働基準法等の規定に反する場合は、当該労働条件は無効となり、労働基準法等に定められた労働条件によるものとされます**(労働基準法13条)。つまり、契約内容が、労働基準法等に定められたものに修正されることとなります。

3 「労働者」とは認められない場合 — 下請法による保護

(1)下請法とは？

フリーランスが「労働者」とは認められない場合であっても、種々の法規制による保護があり、まず、下請法(下

請代金支払遅延等防止法)の適用を検討する必要があります。

下請法とは、下請取引の公正化、下請事業者の利益保護を目的とする法律であり、フリーランスと発注事業者との間においても適用され得る法律です。

ただし、フリーランスと発注事業者間の契約のすべてに下請法が適用されるわけではありません。下請法は、その適用対象となる契約等の取引について、取引の内容と取引事業者の資本金の区分の両面で定めています。具体的には、以下の表の「親事業者」が、それに対応する「下請事業者」に対し、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」を行った場合に適用されます(下請法2条1項から4項、7項、8項)。

(2) 「委託」とは?

下請法における「委託」というのは、事業者が、他の個人、事業者に対し、**仕様、内容等を指定して、物品等の製造、修理、情報成果物作成又は役務の提供を依頼すること**を言い、物品等の規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定することが該当します。そのため、**仕様、内容等を指定せずに依頼することは「委託」とはいえず、下請法の適用はないことに注意が必要です。**

また、上記の表に書いてあるとおり、個人も「下請事業者」に含まれます。**個人で活動されているフリーランスの方も、当然、下請法における下請事業者に該当し得るということ**です。

照明業界と関連性のある上記「委託」の類型としては、「情報成果物作成委託」「役務提供委託」が挙げられると思います。

「情報成果物作成委託」における「情報処理物」とは、次のものを言います。

- プログラム(例:TVゲームソフト、会計ソフトなど)
- 映画、放送番組その他映像または音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメなど)
- 文字、図形若しくは記号若しくはこ

親事業者	下請事業者	委託類型
資本金3億円超の法人	・個人 ・資本金3億円以下の法人	・製造委託 ・修理委託 ・プログラムの情報成果物作成委託 ・運送、物品の倉庫における保管、情報処理の役務提供委託
資本金1,000万円超3億円以下の法人	・個人 ・資本金1,000万円以下の法人	・プログラム以外の情報成果物作成委託 ・運送、物品の倉庫における保管、情報処理以外の役務提供委託
資本金5,000万円超の法人	・個人 ・資本金5,000万円以下の法人	・プログラム以外の情報成果物作成委託 ・運送、物品の倉庫における保管、情報処理以外の役務提供委託
資本金1,000万円超5,000万円以下の法人	・個人 ・資本金1,000万円以下の法人	・プログラム以外の情報成果物作成委託 ・運送、物品の倉庫における保管、情報処理以外の役務提供委託

これらの結合またはこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:設計図、ポスターのデザインなど)

情報成果物作成委託には下記の(図)のとおり3つのタイプ(その1~その3)があります。

「役務提供委託」とは、**発注事業者が請け負った業務を個人等に再委託すること**を言います。

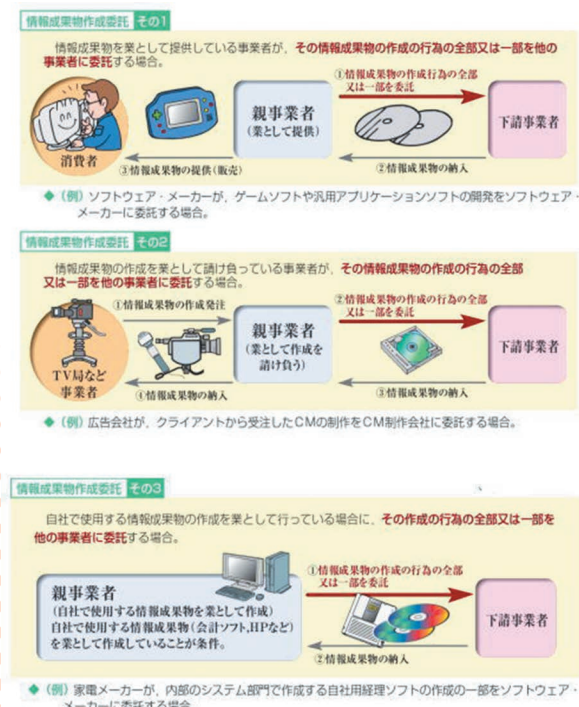
なお、この役務提供委託には、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません。これは、建設工事の下請負については建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためです。

また、役務提供委託として規制される役務とは、**発注事業者が他者に提供する役務のことであり、発注事業者が自ら利用する役務は含まれません**。たとえば、現場における照明業務(照明作業等)につき、舞台運営をしている会社やテレビ局等からこれを請け負った会社が、その業務の一部について、フリーランスに委託し(外注し)、フリーランスが業務を提供するという場合は、典型的な「役務提供委託」と言えるでしょう。他

方、舞台運営会社やテレビ局から受注した業務には含まれないものの、業務を実施する過程で発生する業務についてフリーランスに委託する場合(委託業務の受取人は照明会社どまりという場合)には、「役務提供委託」には該当しないということになります。

(3) 下請法の適用対象であるフリーランスとの契約締結時の注意点

以上見てきた「委託」に該当し、親事業者の資本金要件も充たす場合、下請法の適用対象となりますが、その場合、フリーランスとの契約を締結する際は、法定の書面を交付する義務が発注事業者には生じます(下請法3条)。その詳細については、次回詳しく見ていきます。



(図) (公正取引委員会・中小企業庁「ポイント解説下請法」より引用)